

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸 勇 外607名

被告 長崎県 外1名

### 被告長崎県準備書面(3)

平成29年11月6日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

被告長崎県代理人弁護士

福田 浩久



同

伊藤 美香



同

碇 健太郎



同

種田 和彦



同

朝日 俊雅



#### 第1 はじめに

本書面では、原告ら第4準備書面に対して反論するものである。

基本的に、原告らの主張は、訴状第4及び第5の繰り返しであり、これに対しては答弁書第3第2項及び第3項で反論済みであるが、必要な範囲で主張を補充する。

## 第2 原告ら第4準備書面第1「原告らが主張する権利」について

### 1 原告らの主張の要約

原告らは、①生命・身体の安全、②人間の尊厳（総体としての人間の存在そのもの）、③人格権、④税金を有効かつ適切に利用される権利、が侵害されることを理由として本件請求を行っている。

### 2 差止請求が認められるための要件

ところで、上記各権利を定めた実定法上の規定はなく、かつ差止請求はその相手方の行為を直接制約するものであることに鑑みれば、その法的解釈は厳格にされなければならない。具体的には、かかる差止請求が認められるためには、その権利としての内容（成立要件・効果等）が明確かつ排他的独占的なものであること、その侵害又はその切迫したおそれが存在すること、その侵害により回復し難い重大な損害が生じることが明らかであってその損害が相手方の被る不利益よりもはるかに大きな場合で他に代替手段がなく差止めが唯一最終の手段であること、を要すると解すべきである。

### 3 原告らの主張する権利は権利としての明確性に欠け本件請求の根拠とならないこと

#### (1) ②人間の尊厳及び③人格権について

原告らは、憲法13条及び25条を根拠に②③の権利を主張しているようである。しかし、同条の規定に根拠を有するとされる権利が、どのような基準でその成立が承認されるかについては、判例上確立されているものとは言い難い。

②③については、原告らが主張しているのは、「こうばるの人々が、そこで暮らしを続け、守り、次世代につないでいこう」というものであり（原告ら第4準備書面第1第2項(3)(4)), 要するに現在居住する環境において、

現在の生活をそのまま営んでいくという権利であり、これは良好な環境の中で生活を営む権利といふいわゆる環境権にあたるものであると解される。

そして、環境権については、そのような権利又は利益が認められていると解すべき実定法上の明確な根拠はなく、また、少なくともその権利が認められるための要件も明らかではない。これに加えて、自然環境の性質に鑑みると、個人がこれを排他的・独占的に保有し支配することは観念できない。

だとすれば、かかる権利・利益の侵害があるか否かを論じるまでもなく、かかる権利利益は、本件請求の根拠とならないことは明らかである(ただし、念のため4(2)で侵害の有無についても触れる)。

#### (2) ④税金を適切かつ有効に利用される権利について

また、④については、答弁書10頁で述べた通り、その要件・内容・効果等が不明確で、かつ各個人がその使途を決定する権利を有するものと解することはできない以上、かかる権利利益が本件請求の根拠とならないこともまた明らかである。

### 第3 原告ら第4準備書面第2「本件工事によって原告らの権利が侵害されること」に関する

#### 1 ①生命・身体の安全について

答弁書11頁で主張したとおりであり、石木ダム事業続行と、「本来あるべき治水対策」は両者が両立しうることからも無関係であること、すなわち石木ダム事業続行と、「本来あるべき治水対策」が行われないこととの間に因果関係がないことは明らかである。

#### 2 ②人間の尊厳及び③人格権について

環境権については、その権利者の範囲が不明確であり、いかなる権利内容か

も曖昧である以上、その侵害というものを観念するのは不可能である。

もっとも、一般論として居住者の所有権・財産権の侵害については観念できるが、本件でその侵害がないことは、答弁書11頁で主張したとおりである。

### 3 ④税金を適切かつ有効に利用される権利について

その要件・内容・効果等が不明確で、かつ各個人がその使途を決定する権利を有するものと解することはできない以上、その侵害というものを観念するのには不可能である。

### 4 事業認定及び土地収用法との関係について

なお、原告らは、平穏に生活する権利を侵害されており、これは土地収用法による補償で補いうるものではないこと、これを土地収用手続のみで争っても原告らの救済とならない以上、差止めが認められないのは不合理であるとも主張している。

しかし、第3の2で述べた通り、かかる権利については侵害（又はそのおそれ）を観念できない。

もっとも、居住者の所有権・財産権についてはその侵害（又はそのおそれ）を観念できるが、これは補償が可能なものである。

また、土地を収用され、移転を余儀なくされることに伴う精神的、肉体的負担についても、東京高等裁判所平成15年12月25日決定（訴訟月報50巻8号2447頁）において、「相手方らは、前記のとおり新たな場所への転居を余儀なくされ、相応の精神的、肉体的負担を強いられるとはいえ、あきる野市内ないしその付近において現住居と経済的、社会的、文化的に同一な地域社会ないし地縁社会の範囲内に移転することは十分可能である（括弧内省略）から、転居により直ちに故郷や居住の利益を失うというものではないし、その精神的、肉体的負担も土地建物に対する金銭賠償により十分填補することができ

るものというべきである」と判示されており、填補の可能な損害であるとされている。

そして、これらの損害が生じうるのは収用裁決による土地の明渡時点以降であり、仮に行政代執行により土地明け渡しを強制されるとしても、原告らには収用裁決や行政代執行の各段階で取消訴訟や執行停止申立てといった救済手段が用意されているのであるから、工事の差止めが認められなかつたとしても特段の不合理があるとはいえない。

#### 第4 原告ら第4準備書面第3「被告らの説明不足」に関して

答弁書11頁第3項かつ被告長崎県準備書面（2）の通りであり、被告らは説明を尽くしたものであり、手続に違法性はなく、原告らの請求が認められないことは明らかである。

#### 第5 結論

以上のとおり、原告らの主張する権利はそもそも差止請求権の根拠足り得ないか、本件ではその侵害（又はそのおそれ）が存在しないものであって、本件で原告らの請求が認められないことは明らかである。

以上